

○芳賀町消防団員準中型免許取得費用補助金交付要綱

令和3年3月29日告示第33号

芳賀町消防団員準中型免許取得費用補助金交付要綱を次のように定め、令和3年4月1日から適用する。

芳賀町消防団員準中型免許取得費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防車両を運転できる者を確保することで平時の予防消防活動の充実及び災害時の消防車両の迅速な出場を図るため、芳賀町消防団員が、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第84条に規定する第一種運転免許の準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）を取得する際の経費を補助することに関し、芳賀町補助金等交付規則（昭和50年芳賀町規則第5号。以下「規則」という。）及び芳賀町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限に関する規則（平成29年芳賀町規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、芳賀町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（昭和58年芳賀町条例第15号）第2条の2に規定する団員（以下「団員」という。）であって、運転できる自動車の免許の種類が法第84条に規定する第一種運転免許の普通免許（以下「普通免許」という。）で新たに準中型免許を取得する者とする。

(交付条件)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 通算して5年以上団員として活動できること。
- (2) 申請者の所属する分団長から準中型免許の取得について推薦を受けていること。
- (3) 普通免許を有していること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、法第99条に規定する指定自動車教習所（以下「指定教習所」という。）における準中型免許の取得に要する経費（入学金、教習料金、学科教本代、検定料、卒業証明書交付手数料、写真代、保険料に限る。）とする。ただし、指定教習所の定める規定時限を超えて発生する経費は、補助対象経費に含めない。

(補助金額)

第5条 前条に規定する経費に対する補助金の交付額は、補助対象経費の全額とし、予算の範囲内

で交付する。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の場合において、他の補助金等の交付を受けるときは、補助対象経費から当該補助金等の額を差し引くものとする。

(補助金の交付申請及び決定通知)

第6条 申請者は、芳賀町消防団員準中型免許取得費用補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 所持運転免許証の写し
- (2) 指定教習所が発行する、準中型免許の取得費用に係る見積書（補助対象経費でない費用を含むときは、その内訳が分かるもの）
- (3) その他町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、芳賀町消防団員準中型免許取得費用補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により申請者へ審査結果を通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者が、規則第8条の規定により事業実績報告をするときは、準中型免許を取得した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する町の会計年度の末日のいずれか早い日までに、芳賀町消防団員準中型免許取得費用補助金実績報告書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の領収書の写し
- (2) 新規に交付された運転免許証の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の取消し)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すものとし、芳賀町消防団員準中型免許取得費用補助金取消（返還）通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。ただし、第2号に該当する場合において公務災害等特別な事情があると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 団員として活動した期間が5年に満たないとき。
- (3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分につき、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

2 前条第2号に該当した場合において返還する補助金の額は、交付を受けた補助金の額を5で除した額に、入団日から起算して団員として活動した年数を乗じた額を差し引いた額とする。ただし、団員として活動した期間に、1年に満たない期間があるときは、その期間は団員として活動した年数に含めないものとする。

3 前項の場合において返還する金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

芳賀町長 様

芳賀町消防団第 分団第 部
 住 所
 氏 名 ⑩
 電話番号

芳賀町消防団員準中型免許取得費用補助金交付申請書

芳賀町消防団員準中型免許取得費用補助金の交付を受けたいので、芳賀町消防団員準中型免許取得費用補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

また、5年以上消防団員として活動することを誓約します。

現在、所有している 運転免許の種類	() AT限定普通免許 () MT普通免許
取得を希望する運転 免許の種類	() 第一種準中型準中型免許
準中型免許の取得に 係る経費等	指定教習所名 取得に係る経費（規定時限内） 円
この補助金以外の補 助金等の有無	() 無 } 交付団体等名 () 有 } 補助金等の額 円
交付申請額	円
添付書類	(1) 運転免許証の写し (2) 準中型免許の取得に係る指定教習所の見積書（補助対象経費でない費用を含むときは、その内訳が分かるもの） (3) その他町長が必要と認める書類

(町税等の調査同意書)

本補助金に係る交付決定事務及び交付（支払）事務のために、私（申請者）及び世帯員の町税及び町の公課の納付状況について、税務資料、その他の公簿等により確認されることに同意します。

申請者氏名（自署）

(推 薦 書)

私は、上記の団員が第一種準中型運転免許を取得することを推薦します。

芳賀町消防団第 分団長 (自署)

様

芳賀町長

芳賀町消防団員準中型免許取得費用補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった芳賀町消防団員準中型免許取得費用補助金について、下記のとおり決定したので芳賀町消防団員準中型免許取得費用補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 不交付の理由
()

芳賀町長 様

芳賀町消防団第 分団第 部

住 所

氏 名

電話番号

芳賀町消防団員準中型免許取得費用補助金実績報告書

年 月 日付け芳賀町指令 第 号で交付決定のあった芳賀町消防団員準中型免許取得費用補助金について、次のとおり準中型免許を取得したので芳賀町消防団員準中型免許取得費用補助金交付要綱第7条の規定により報告します。

- 1 取得した運転免許の種類 第一種準中型免許
- 2 準中型免許の取得日 年 月 日
- 3 補助対象経費 円
- 4 その他

（添付書類）

- (1) 準中型免許の取得に係る指定教習所の領収書の写し（補助対象経費でない費用を含むときは、その内訳が分かるもの）
- (2) 取得日以降の運転免許証の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

様

芳賀町長

芳賀町消防団員準中型免許取得費用補助金取消（返還）通知書

年 月 日付け芳賀町指令 第 号で交付決定した芳賀町消防団員準中型免許取得費用補助金について、下記のとおり補助金の取消（返還）を決定したので、芳賀町消防団員準中型免許取得費用補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- | | |
|-----------------|-------|
| 1 交付決定（確定）額 | 円 |
| 2 取消後の交付決定（確定）額 | 円 |
| 3 既交付済額 | 円 |
| 4 補助金返還額 | 円 |
| 5 返還期限 | 年 月 日 |